

あなたの家の瓦、緊結されていますか？

瓦屋根改修に係る費用の補助額

上限 **55.2万円**

令和3年12月31日以前(旧建築基準)に
建築された住宅が補助金の対象となります。
診断・改修には補助制度がありますので、
瓦屋根の耐震・耐風化をぜひご検討ください。

～瓦屋根改修の流れ～

①瓦屋根診断

補助上限額2万1千円



1.所有者が業者を選定してください。

2.町へ【補助金交付申請書】
を提出してください。

3.町が【補助金交付決定通知書】
を発行します。

4.瓦屋根診断、改修の着手
※必ず【交付決定通知書】を受領してから
着手してください。

※改修は、診断を受けてから申請が
できます。(診断報告書等の写しの提出が
必要)

5.診断、改修が終わったら【実績報告書】を
提出してください。

②瓦屋根改修

補助上限額55万2千円



※補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

※瓦屋根診断、改修には瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士、瓦屋根診断技士、建築士の資格が必要です。

越知町では、「小田瓦」「北添建築設計事務所」「有限会社大成システム」「西森建築設計事務所」が上記いずれかの資格を有しています。

お問い合わせ先 建設課 ☎ : 0889-26-1113

あなたの家の瓦、緊結されていますか？

強風による被害を少なくするために、屋根の耐風性能を高めましょう

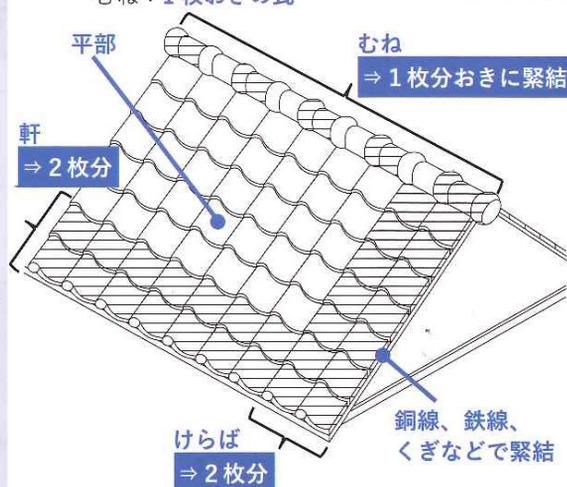
台風などの強風を受けて、令和4年1月から、瓦屋根の留付け基準が強化されます

瓦が脱落



軒、けらば：端部から2枚までの瓦
むね：1枚おきの瓦

これまで



網掛け部の瓦のみが緊結対象

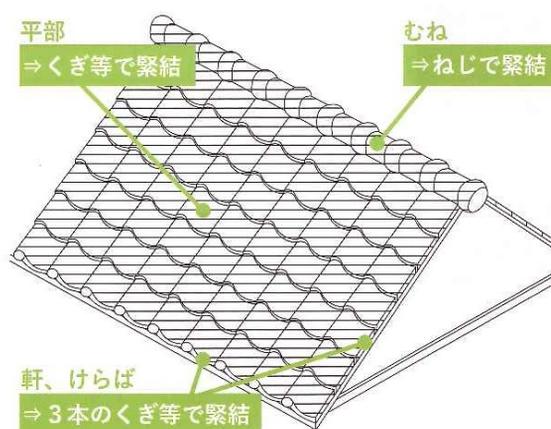
このような留付けの瓦屋根に
台風や地震で多くの被害が発生

無被害



軒、けらば、むね、平部：全ての瓦

令和4年
1月1日～



全ての瓦が緊結対象

令和4年1月から、新築時には
上記の工法による留付けを義務化

- 近年、強い台風の上陸により、住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生しています。このような強風による被害を防ぐためには、瓦を屋根に緊結、つまり、しっかり留付けることが重要です
- 屋根瓦を緊結することで地震による被害を防ぐこともできます
- 新築の住宅に対しては、令和4年1月から瓦の留付け方法に関する基準が強化されます
- また、皆さんが現在お住まいの住宅の瓦屋根に強風対策を講じる際に活用できる補助制度が拡充される予定ですので、瓦屋根の強風対策に取り組みましょう